



小池雄一

修郎先生の事件簿

～就労ビザ専門会社の現場から～

佐生修郎(さしょう・しゅうろう)は就労ビザ専門会社で働くコンサルタント。その幅広い知識と長年の現場経験、それに深い洞察に基づきさまざまなアドバイスを行い、数々の困りごとを解決してきた。座右の銘は「真面目に不真面目」。

鈴木一郎 大変だ大変だ。就労ビザに関する新しい大統領令が出たんだって。

佐生修郎 さすがは一郎君。脚が速いだけじゃなく耳も早いね。「外国人労働者利用に関する大統領令2018年第20号」3月29日に法制化された新しい大統領令のことだね。

鈴木 5月に予定しているうちの会社の就労ビザ手続きに影響あるかな？

佐生 直近の手続きには影

響ないはずだ。発効が法制化されてから3カ月後だから6月29日だ。それに、この大統領令だけでは現場がどう変わるかもわからないんだよ。

鈴木 それじゃあ困るよ。これから何が起るのさ？

佐生 この大統領令を受けて労働大臣規定や法務人権大臣規定(イミグレーション規定)が出てくる。そこに細則が書いてあって、現場でのやり方やルールが決まってくる。レバラン明けの7月あたりから就労ビザ手続きが変わって少し混乱する可能性がある。大きいぞ。見方を変えろと、必要と思われる就労ビザ手続きを5、6月のうちに現行法の手続きを進めてしまおう方が得策かもしれない。

鈴木 わかった。7、8月

に期限がくる駐在員のITAS(暫定滞在許可)延長手続きも今から前倒しして始めることにするよ。

鈴木 とところで、今回の大統領令にはさっくりどんな事が書いてあるの？

佐生 ふむ。大きく二つのポイントがある。

①インドネシア人労働者のスキル育成を外国企業に求めようとしている

鈴木 もうちょっと具体的には？

佐生 ①の観点では、外国人就労計画書(RPTKA)と一時滞在ビザ(VITTA

回のITASは入国審査の際に空港で取得できるとも読める。緊急対応の就労ビザは入国後に手続きすればよくなる可能性もある。つまり、入国のタイミングを早められるかもしれない。

鈴木 もう一つのポイントは？

佐生 就労する外国人が技能を移転する対象となるインドネシア人随

こいけ・ゆういち FPCインドネシア代表取締役 89年学習院大卒、日本アイ・ピー・エム入社。フジスタップへ転職後インドネシアでの事業開発を手掛ける。帰国後に独立。「夢ある街のたいやき屋さん」FC経営を経て、12年8月より現職。栃木県生まれ。51歳。

※本連載は、インドネシアに滞在、就労する上で気を付ける点について説明するもので、登場人物や事象はフィクションです。実際の事案に対応する場合は、専門家に相談の上、各自のご判断でご検討ください。

鈴木 いずれにしても、大臣規定で細則が出てこないとは、あまりこの新大統領令には振り回されずに静観しておくのが良いようだね。

鈴木 「修郎先生の事件簿」は、原則、毎月第一水曜日に掲載されます。

× ×

新大統領令が出たぞ

①海外投資促進を目指し就労ビザ手続きを簡素化しよう

佐生修郎 心得えの条

一 これから、労働大臣規定や法務人権大臣規定によって細則が決められてくる。それまでは現場の大きな変更はないので静観しておくこと。

二 新規定が実際に適応されると現場が混乱する可能性がある。前倒しできる手続きは今のうちに進めておくこと。